

妊婦のための支援給付のご案内



泉崎村では、妊娠期から子育て期の相談支援事業の充実（伴走型相談支援）と子育て家庭への経済的支援を一体的に実施し、安心して出産・子育てができるよう支援します！

<事業内容>

○伴走型相談支援：妊娠届出時から出産後において、保健師等が面談やアンケートを行い、不安や悩みに対して情報提供や個別的な支援を行います。

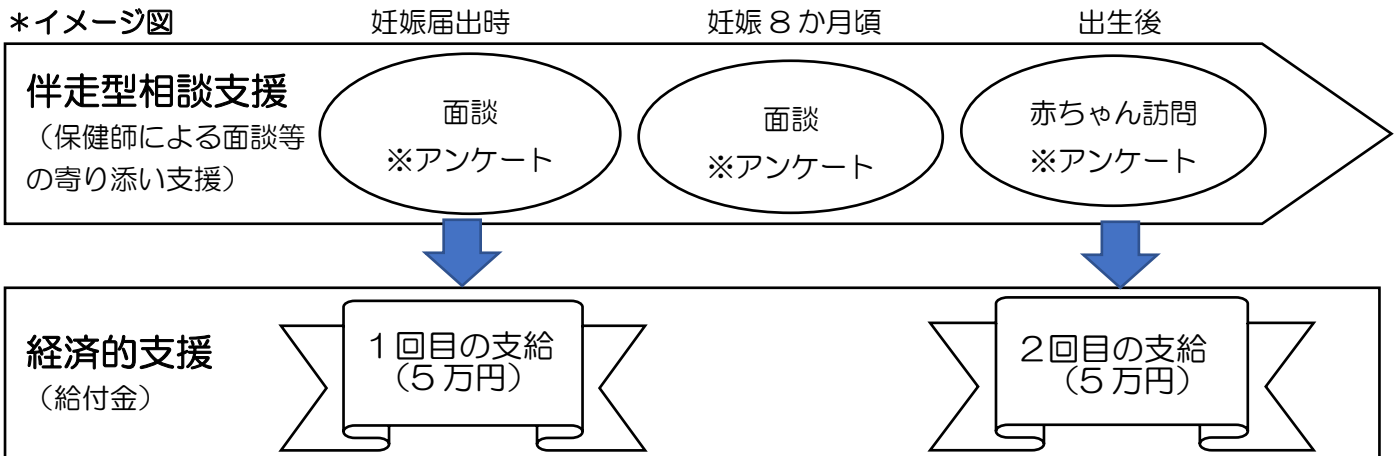
- *面談のタイミング
- ①妊娠届出時（母子健康手帳交付時）
 - ②妊娠8か月頃（来所もしくは訪問での面談）
 - ③出産後（概ね産後1～2か月頃）

○経済的支援：妊婦さんが安心して出産・子育てができるよう経済的な支援を図ることを目的としています。

		支給内容	支給要件
1回目	妊婦給付認定後	5万円	妊娠届出時（母子健康手帳交付時）に面談・アンケートの回答
2回目	こどもの人数の届出後	お子さん一人あたり5万円	①妊娠8か月頃の面談・アンケートの回答 ②赤ちゃん訪問時の面談・アンケートの回答

※申請日時時点で泉崎村に住所がある方が対象です。転出された方は、転出先市町村にお問い合わせください。
※流産または死産した方についても支給の対象となります。

*イメージ図



<申請方法>

妊娠届出時及び赤ちゃん訪問時に、それぞれ申請書及びアンケートをお渡しいたします。必要事項を記入し必要書類を添付の上、こども支援課（こども家庭センター）まで提出してください。（保健福祉総合センターで添付書類のコピーをとることも可能です。）

○提出書類

種類	案内時期	提出書類
① 妊婦給付認定申請	妊娠届出時	① 妊婦給付認定申請書 ※裏面に、振込先口座の確認書類の写しと本人確認書類の写しを添付してください。 ② 妊娠届出時アンケート
②妊娠している こどもの人数の届出	赤ちゃん訪問時	① 胎児の数の届出 ※裏面に、振込先口座の確認書類の写しと本人確認書類の写しを添付してください。 ② 出産後アンケート

【お問い合わせ】

泉崎村こども支援課（こども家庭センター） 電話0248-21-5561